

# 中江前本部長「査問委」に對し全面的に反論！

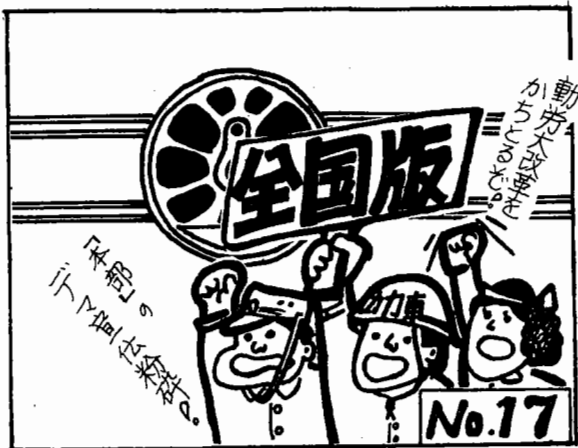
# 日刊 動労千葉

79.6.10  
No. 17 全国版

## 国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)  
鉄電二三五八・九・公衆電話(22)七二〇七

夫の夫見無視の独善的感情的「査問委設置」を鋭く弾劾！



去る五月一五日開かれた第一〇四回臨中委において、動労「本部」暴力集団は、約二ヶ月にわたる「千葉再建」行動の総括を「後日」にまわさざるを得ないほど、なんら「成果」が上らなかつたことを認めざるを得ませんでした。そして、動労「本部」暴力集団は、この一〇四回臨中委において全く破産恥にも失敗した「千葉再建」の全責任をのがれようとして中江昌夫前本部長副委員長及び西森副委員長以下動労千葉執行部並びに各支部活動家二七名に対し、査問委員会を設置しました。六月四日、中江氏は、この「本部」暴力集団の暴挙に対し、事実にもとづく全面的な反論を行いました。従って全国の組合員の皆さんに、ここに中江氏の「反論」の概要を紹介致します。

規約・規則無視のデタラメな「査問委」設置！

中江氏は、五点にわたる「査問事項」に對し全面的に反論する前に、「査問委員会の設置」について、長年にわたって中央本部において自ら規約・規則の制定とその運用にたずさわってきた豊富な経験にもとづき、「従来からの基本的原則」を明らかにすると同時に、今回の「査問委設置」がいかに規約・規則無視のデタラメなものであるかを指摘しています。

「査問事項を中心とする事実関係に係わる経過と見解について」(以下「見解」と略す)の中で、中江氏は、鮮明に指摘しています。

「中央執行委員会が査問委員会の設置を提起するときは、査問対象者から事情を聴取し、そのうえにたつて査問事項を具体的に明らかにし、かつ関係資料を添付して提訴することが従来からの基本的原則であったと考えます。

しかしながら今回の私に對する取扱いは査問項目に對するのみでありそれぞれ項目に關して極めて具体性に乏しいものであると思ひます。同時に中央執行委員会が中央委員会に提起しながら何等の關係証拠資料の添付すらない模様であり、規約五四条八項にもとづく具体的理由を付してという定めにはほど遠い極めて独善的・感情的な査問委設置としか受取れない点があります。」

「本部」のデマ・中傷を暴露、粉碎！ 一 辞任に至る事実経過一

動労「本部」は「四月九日電話で一方的に副委員長辞任を通告してきたことは無責任である」

「団結署名を拒否し」「組合費も納めない中江」などとデマを並べて口汚なく中傷していますが、これに對して中江氏は、「見解」の中で事実を挙げて明解に暴露・反論しています。

「辞任の表明は四月四日日本部三役室(林・福田同席および青木書記長は部分的に同席)において明らかにしていること」で「四月九日電話で一方的に...」と言うことは事実関係とは反する記述であります。

又、この席上での事実経過について、林委員長が「①団結署名をせよ、②組合費を払え、③そうでないと給料を払わない」と述べたのに対し中江氏が「①団結署名について」「①団結署名には疑念がある。仮に極めて少数の署名という結果が出た場合、中執委の指導性に問題が生ずるので、慎重を要する。②副委員長長の役職名を持つてゐる限り、私が署名することはできない。中執全員の署名ならまた別であろう。③千葉地本出身役員として、千葉地本が解体されたという事実から、道義的責任をとつて副委員長を辞任する」と表明している事実。

又、④組合費問題について「三月分まではすでに中央本部で給料の中から控除され納入済みである事」を指摘、むしろ「本部」側の作為的やり方を批判している。⑤賃金の凍結という誰が考えても明らかでない暴論に對してさえ、中江氏は冷静に、規約上の疑義を指摘しています。

そのほか、「4・5支部代参加」「辞任あいさつ状の件」等々の「査問対象事項」に對し、事実をあげ、いかに「本部」がデマとペテンで攻撃しているのかを、明解に粉碎しています。

△ウラへつづく△